

大分県報

令和五年
第四五九号
十一月七日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始	四
公有水面埋立ての免許の出願	四
公 告	
県営土地改良事業の工事の完了	七
都市計画図書の縦覧	七
開発行為の完了	七

○告示

大分県告示第四百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和五年十一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅一丁目五番一号

グリーンコープ生活協同組合連合会

2 特定事業場の所在地及び名称 中津市山国町宇曾字市場千二百三十五―一ほか グリーンコープ生活協同組合連合会 新びん牛乳工場	
3 設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号 口 洗浄施設	

会長 日高 容子

2 特定事業場の所在地及び名称
中津市山国町宇曾字市場千二百三十五―一ほか
グリーンコープ生活協同組合連合会 新びん牛乳工場

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号 口 洗浄施設

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		汚 水 等 の 状 態 の 値															
							単 位	目 的 単 位	項 目	単 位	目 的 単 位	項 目	単 位	目 的 単 位	項 目	単 位								
洗浄施設	六、〇〇〇本/時	令五・一二・一	令六・一二・三一	令七・一・一八	連続	なし	通常	最大	水素イオン濃度	mg/L	mg/L	生物化学的酸素要求量	mg/L	mg/L	化学的酸素要求量	mg/L	浮遊物質	mg/L	窒素含有量	mg/L	りん含有量	mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L
							通常	最大	八・五〇九・〇	mg/L	mg/L	四三〇	mg/L	mg/L	一八〇	mg/L	三〇	mg/L	三〇	mg/L	八	mg/L	三〇	mg/L
									九・五	mg/L	mg/L	六五〇	mg/L	mg/L	六五〇	mg/L	五〇	mg/L	四〇	mg/L	一〇	mg/L	四〇	mg/L

令和五年十一月七日

大分県報(告示)

二

種	能	処	理	方	式	類	汚水等の処理の方法										種	能	力	類								
							汚水等の状態の値														汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用の時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
							ノルマルヘキサン抽出物質含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	通常					最大	単位						
4						排水処理施設	担体流動+硝化液循環膜分離活性汚泥方式	一七七・四	m ³ /日	通常の値	最大の値	なし	八時間(二回/週当たり)	断続的(系統別運用)	令七・一・一八	令六・一二・三一	令五・一二・一	二三、〇〇〇L/時	一五、〇〇〇L/時	洗浄施設								
						排水処理施設	担体流動+硝化液循環膜分離活性汚泥方式	一七七・四	m ³ /日	通常の値	最大の値	なし	八時間(二回/週当たり)	断続的(系統別運用)	令七・一・一八	令六・一二・三一	令五・一二・一	二三、〇〇〇L/時	一五、〇〇〇L/時	洗浄施設								

種	能	処	理	方	式	類	汚水等の状態の値										種	能	力	類								
							汚水等の状態の値														汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用の時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
							ノルマルヘキサン抽出物質含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	通常					最大	単位						
5						排水処理施設	排水口の	No.1	排出水の量及び汚染状態の値	二〇〇	mg/L	通常の値	最大の値	なし	二四時間	連続	令七・一・一八	令六・一二・三一	令五・一二・一	令五・一二・一								
						排水処理施設	排水口の	No.1	排出水の量及び汚染状態の値	二〇〇	mg/L	通常の値	最大の値	なし	二四時間	連続	令七・一・一八	令六・一二・三一	令五・一二・一	令五・一二・一								

汚染 状態 の 値	化学的 酸素 要求 量	浮遊 物質 量	窒素 含有 量	りん 含有 量	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量	汚水 等の 汚染 状態 の 値	項目	一日 当たり の 排出 水量		排水 口 名	汚染 状態 の 値				
								単位	m ³ /日		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
							通常 の 値	通常 の 値	通常 の 値	No.2	三〇	三〇	二五	六	七
							最大 の 値	最大 の 値	最大 の 値		三〇	三〇	二五	六	七
その他参考となるべき事項 雨水のみ															

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和五年十一月七日から同月二十八日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

大分県告示第四百七十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年十一月七日

事業名	大分県知事 佐藤 樹一郎
地区名	大肥地区
縦覧期間	令五・一一・七から 令五・一一・二七まで
縦覧場所	日田市役所

大分県告示第四百七十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年十一月七日

事業名	大分県知事 佐藤 樹一郎
地区名	下司地区
縦覧期間	令五・一一・七から 令五・一一・二七まで
縦覧場所	杵築市役所

大分県告示第四百七十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年十一月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年十一月七日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
杵築市大字山田七八七番四から			二〇・〇メートル	メートル

大分県知事 佐藤 樹一郎

県道八坂真那井線		柵築市大字日野字天田一八九九番二地先まで	前	四・〇	七四三・四
		柵築市大字中字日平一九二七番三から			
		柵築市大字日野字天田一八九九番二まで	後	三三・〇 一〇・四	七四三・四

大分県告示第四百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	大分市大字上宗方字虚言追五六七番一〇八から 大分市大字上宗方字世利越六四〇番七まで	令五・一一・七

大分県告示第四百七十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月七日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

- 一 出願の年月日
令和五年九月二十日
- 二 出願人の住所及び氏名
大分市大手町三丁目一番一号

三 埋立ての区域

1 位置

白柵市大字深江字坪江鼻六八九番四から字漕網六九一番二に至る各地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一の地点と一〇九の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位(D・L・プラス二・一〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

一の地点 津久見市大字長目字葛山三七八番地の国土地理院三等三角点「長目」(北緯

三三度〇六分三一秒四七二八、東経一三二度五一分五六秒六七七七(以下「基

点」という。))から三四五度三三分四四秒二、〇五八・五四メートルの地

点

二の地点 一の地点から二二五度二六分五八秒 〇・三六メートルの地点

三の地点 二の地点から二四三度四六分一三秒 二・〇六メートルの地点

四の地点 三の地点から三〇六度四九分〇二秒 四・一四メートルの地点

五の地点 四の地点から三六度三三分四五秒 二・一三メートルの地点

六の地点 五の地点から三六度三四分一七秒 二・八八メートルの地点

七の地点 六の地点から三六度三一分一七秒 二〇・〇〇メートルの地点

八の地点 七の地点から三六度三七分二一秒 二〇・〇〇メートルの地点

九の地点 八の地点から三六度四四分三〇秒 一五・〇〇メートルの地点

一〇の地点 九の地点から三六度四四分二一秒 五・〇〇メートルの地点

一一の地点 一〇の地点から三六度五七分二七秒 一〇・七一メートルの地点

一二の地点 一一の地点から三七度〇五分四四秒 九・四五メートルの地点

一三の地点 一二の地点から三九度五一分四七秒 一六・九四メートルの地点

一四の地点 一三の地点から四三度五八分二四秒 四・四六メートルの地点

一五の地点 一四の地点から四六度三二分〇三秒 七・二九メートルの地点

一六の地点 一五の地点から四九度四二分四五秒 七・二九メートルの地点

一七の地点 一六の地点から五二度五四分一三秒 七・二九メートルの地点

一八の地点 一七の地点から五五度四一分〇五秒 五・四七メートルの地点

一九の地点 一八の地点から五八度〇五分一三秒 五・四七メートルの地点

二〇の地点 一九の地点から六〇度二七分三八秒 五・四六メートルの地点

二一の地点 二〇の地点から六二度五〇分五五秒 五・四六メートルの地点

二二の地点 二一の地点から六六度一分〇四秒 六・七三メートルの地点
 二三の地点 二二の地点から一〇一度五三分二秒 三・六五メートルの地点
 二四の地点 二三の地点から一五八度〇八分一八秒 二・六五メートルの地点
 二五の地点 二四の地点から八五度五十分四五秒 六・六〇メートルの地点
 二六の地点 二五の地点から六五度五〇分一〇秒 五・二三メートルの地点
 二七の地点 二六の地点から五九度一〇分一六秒 一・四六メートルの地点
 二八の地点 二七の地点から三四四度〇四分二九秒 〇・三九メートルの地点
 二九の地点 二八の地点から三七度一八分五八秒 〇・五四メートルの地点
 三〇の地点 二九の地点から三四四度二三分五〇秒 一・一七メートルの地点
 三一の地点 三〇の地点から七四度一六分一七秒 七・七〇メートルの地点
 三二の地点 三一の地点から七三度五七分四五秒 五・二二メートルの地点
 三三の地点 三二の地点から七二度〇三分三九秒 六・二五メートルの地点
 三四の地点 三三の地点から六〇度二一分五七秒 七・一二メートルの地点
 三五の地点 三四の地点から八三度〇一分二七秒 二・八六メートルの地点
 三六の地点 三五の地点から八一度三六分五八秒 一〇・六三メートルの地点
 三七の地点 三六の地点から九〇度二四分二七秒 二〇・二五メートルの地点
 三八の地点 三七の地点から七七度〇四分一三秒 二〇・〇六メートルの地点
 三九の地点 三八の地点から六五度一四分〇二秒 五・三四メートルの地点
 四〇の地点 三九の地点から八一度三八分二六秒 五・〇一メートルの地点
 四一の地点 四〇の地点から八三度一分〇二秒 五・四五メートルの地点
 四二の地点 四一の地点から八六度二〇分四四秒 五・七六メートルの地点
 四三の地点 四二の地点から九一度〇四分三八秒 六・〇六メートルの地点
 四四の地点 四三の地点から九九度二四分三七秒 四・八九メートルの地点
 四五の地点 四四の地点から一〇七度三八分〇一秒 六・六五メートルの地点
 四六の地点 四五の地点から二四〇度二〇分〇八秒 一・五九メートルの地点
 四七の地点 四六の地点から一〇七度一五分二八秒 一・四九メートルの地点
 四八の地点 四七の地点から一九八度〇六分三七秒 一・二八メートルの地点
 四九の地点 四八の地点から一九八度〇一分三一秒 〇・九三メートルの地点
 五〇の地点 四九の地点から一九九度一九分三九秒 〇・六五メートルの地点
 五一の地点 五〇の地点から一一一度二四分〇一秒 二・九七メートルの地点
 五二の地点 五一の地点から一一五度二五分三四秒 二・九七メートルの地点
 五三の地点 五二の地点から二〇七度二六分〇九秒 一・〇〇メートルの地点

五四の地点 五三の地点から一一八度〇四分一七秒 二・九四メートルの地点
 五五の地点 五四の地点から一二一度二八分二〇秒 二・九四メートルの地点
 五六の地点 五五の地点から一二六度二七分〇三秒 二・九五メートルの地点
 五七の地点 五六の地点から一二九度二八分四〇秒 二・九五メートルの地点
 五八の地点 五七の地点から一三六度三五分二八秒 二・九五メートルの地点
 五九の地点 五八の地点から一三九度四五分一九秒 三・一七メートルの地点
 六〇の地点 五九の地点から一四五度一二分五一秒 一・九六メートルの地点
 六一の地点 六〇の地点から一八二度一七分一一秒 〇・五三メートルの地点
 六二の地点 六一の地点から一四七度五二分〇三秒 三・三〇メートルの地点
 六三の地点 六二の地点から一五一度一九分二四秒 一・三八メートルの地点
 六四の地点 六三の地点から一五三度四三分一四秒 二・〇六メートルの地点
 六五の地点 六四の地点から一五六度五二分二三秒 二・四二メートルの地点
 六六の地点 六五の地点から一六〇度三六分二四秒 二・九三メートルの地点
 六七の地点 六六の地点から一六四度四〇分五九秒 二・九三メートルの地点
 六八の地点 六七の地点から一六八度四八分〇五秒 二・九三メートルの地点
 六九の地点 六八の地点から一七二度五一分三八秒 二・九三メートルの地点
 七〇の地点 六九の地点から一七六度五九分一〇秒 二・九三メートルの地点
 七一の地点 七〇の地点から一八〇度二九分三二秒 一・九八メートルの地点
 七二の地点 七一の地点から一八二度一四分二三秒 〇・九五メートルの地点
 七三の地点 七二の地点から一八五度一分四六秒 二・八九メートルの地点
 七四の地点 七三の地点から一八八度四五分三〇秒 二・八五メートルの地点
 七五の地点 七四の地点から一九一度五六分三二秒 二・八一メートルの地点
 七六の地点 七五の地点から一九四度四三分二九秒 二・七七メートルの地点
 七七の地点 七六の地点から一九七度〇六分一五秒 二・七二メートルの地点
 七八の地点 七七の地点から一九九度〇四分三五秒 二・六八メートルの地点
 七九の地点 七八の地点から二〇〇度三九分五五秒 二・六四メートルの地点
 八〇の地点 七九の地点から二〇一度五〇分一八秒 二・六〇メートルの地点
 八一の地点 八〇の地点から二〇二度四八分四九秒 四・九八メートルの地点
 八二の地点 八一の地点から二〇二度五一分四〇秒 一・一六メートルの地点
 八三の地点 八二の地点から二〇四度一五分五七秒 二・五八メートルの地点
 八四の地点 八三の地点から二〇二度四〇分〇六秒 二・〇〇メートルの地点
 八五の地点 八四の地点から二〇二度四八分二一秒 一・〇〇メートルの地点

域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とiの地点とを結んだ線により囲まれた区

八六の地点	八五の地点から二〇二度四七分四八秒	三・八四メートルの地点
八七の地点	八六の地点から一九八度四三分三二秒	六・〇五メートルの地点
八八の地点	八七の地点から一九七度一三分四〇秒	四・七一メートルの地点
八九の地点	八八の地点から一九四度二七分三六秒	四・五三メートルの地点
九〇の地点	八九の地点から一九〇度〇八分四七秒	四・九八メートルの地点
九一の地点	九〇の地点から一四九度〇六分五六秒	一・九八メートルの地点
九二の地点	九一の地点から一八三度四分三六秒	一・八八メートルの地点
九三の地点	九二の地点から一七九度二三分一〇秒	三・三六メートルの地点
九四の地点	九三の地点から一七七度〇七分三七秒	四・〇三メートルの地点
九五の地点	九四の地点から一六九度二四分〇九秒	三・六四メートルの地点
九六の地点	九五の地点から一六二度〇四分〇二秒	三・六四メートルの地点
九七の地点	九六の地点から一五五度〇六分〇七秒	三・六四メートルの地点
九八の地点	九七の地点から一四七度五五分五三秒	三・六五メートルの地点
九九の地点	九八の地点から一四一度五六分一七秒	三・六五メートルの地点
一〇〇の地点	九九の地点から一三六度一九分三九秒	二・〇四メートルの地点
一〇一の地点	一〇〇の地点から一三二度四八分一五秒	一・六四メートルの地点
一〇二の地点	一〇一の地点から一三一度五〇分四四秒	三・九一メートルの地点
一〇三の地点	一〇二の地点から一二六度〇四分三八秒	四・一五メートルの地点
一〇四の地点	一〇三の地点から一二一度三三分二六秒	四・三八メートルの地点
一〇五の地点	一〇四の地点から一一八度一二分〇一秒	四・五九メートルの地点
一〇六の地点	一〇五の地点から一一六度一七分一四秒	四・七九メートルの地点
一〇七の地点	一〇六の地点から一一五度二三分三四秒	三・三八メートルの地点
一〇八の地点	一〇七の地点から一一五度一五分二六秒	一・六九メートルの地点
一〇九の地点	一〇八の地点から二七六度〇二分五二秒	二七三・九六メートルの地点

Aの地点	基点から三四五度〇五分一八秒	二、〇三一・五八メートルの地点
Bの地点	Aの地点から三〇六度四八分三一秒	二八・一〇メートルの地点
Cの地点	Bの地点から三六度四八分三〇秒	一七五・一一メートルの地点
Dの地点	Cの地点から八一度一八分三九秒	一五九・九九メートルの地点
Eの地点	Dの地点から一二〇度一七分五八秒	五七・八一メートルの地点
Fの地点	Eの地点から一五八度〇三分二〇秒	三四・六七メートルの地点
Gの地点	Fの地点から一九八度五二分二三秒	八九・二九メートルの地点
Hの地点	Gの地点から一九度一八分三一秒	三八・八七メートルの地点
Iの地点	Hの地点から二〇一度〇三分二九秒	三六・三八メートルの地点
Jの地点	Iの地点から二九〇度三五分二七秒	一八・九二メートルの地点
Kの地点	Jの地点から二九一度〇八分三九秒	一五・六一メートルの地点
Lの地点	Kの地点から二九五度四二分四九秒	一〇・二六メートルの地点
Mの地点	Lの地点から三〇四度〇〇分四五秒	七・一五メートルの地点
Nの地点	Mの地点から三一一度五一分〇〇秒	八・三五メートルの地点
Oの地点	Nの地点から三二五度一〇分五五秒	三・五一メートルの地点
Pの地点	Oの地点から三三六度三分三四秒	一一・五九メートルの地点
Qの地点	Pの地点から三五一度〇六分一七秒	一八・九四メートルの地点
Rの地点	Qの地点から一〇度三七分五八秒	一四・〇七メートルの地点
Sの地点	Rの地点から二二度三五分三一秒	三〇・四三メートルの地点
Tの地点	Sの地点から三四〇度四分五四秒	一四・二七メートルの地点
Uの地点	Tの地点から二二度〇一分〇四秒	三三・八九メートルの地点
Vの地点	Uの地点から三三九度五八分五五秒	一〇・七七メートルの地点
Wの地点	Vの地点から三〇九度三六分五三秒	七・六一メートルの地点
Xの地点	Wの地点から二八六度三分二〇秒	一八・〇七メートルの地点
Yの地点	Xの地点から二六一度四分三九秒	八三・六九メートルの地点
Zの地点	Yの地点から二五二度三分三〇秒	一九・〇二メートルの地点
aの地点	Zの地点から二四四度四一分三七秒	二〇・〇六メートルの地点
bの地点	aの地点から二二七度五五分〇一秒	一〇・六七メートルの地点
cの地点	bの地点から二二四度四九分五七秒	一三・五五メートルの地点

3 面積

五、二八一・三四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

臼杵市大字深江字坪江鼻六八九番四から字漕網六九一番二に至る各地内並びに同地先の公有水面

2 区域

- eの地点 dの地点から二一七度〇六分〇三秒 一四・八三メートルの地点
 - fの地点 eの地点から二〇六度四〇分五〇秒 二四・六四メートルの地点
 - gの地点 fの地点から二二〇度二八分一一秒 二二・〇二メートルの地点
 - hの地点 gの地点から二三三度五四分二八秒 一二・七三メートルの地点
 - iの地点 hの地点から二一八度一五分五一秒 二〇・九三メートルの地点
- 3 面積
一九、一六三・五三平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地・護岸用地

六 縦覧の場所

大分県土木建築部河川課及び臼杵土木事務所並びに臼杵市社会基盤整備・災害支援センター

七 縦覧の期間

令和五年十一月七日から
令和五年十一月二十七日まで

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和五年十一月七日

事業名	大分県知事 佐藤 樹一郎	
	着手年月日	完了年月日
県営危険ため池緊急整備事業 (園田尻池地区)	令和・一〇・一	令和五・三・一四
県営危険ため池緊急整備事業 (鳥越池地区)	令和二・九・三	令和五・一・一八

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 都市計画の種類及び名称
大分都市計画地区計画 金谷迫地区 地区計画（大分市決定）
- 二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年十一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字植野字川垂木三十三番一ほか二筆及び三十三番二ほか六筆の各一部並びに四十番二地先水路並びに字友田二十六番一ほか二筆及び二十九番ほか二筆の各一部

二 開発区域の面積

一万二千八百十・五三平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市中央町一丁目六番六十九
株式会社北オフィス
代表取締役 大塚 孝司

四

完了検査年月日
令和五年十月六日